

人員に関する基準

1 看護職員又は介護職員の配置

基準

指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が常に1以上確保されること。（後略）

【基準条例 第218条第2項第2号ハ】

事例

- ✓ 介護職員が配置されていない（不在の）時間帯がある日が確認された。

指導・ポイント

- 常に1以上の介護職員が確保されるよう、適切な人員を配置すること。

運営に関する基準

1 身体的拘束等の適正化（H30 改正事項）及び高齢者虐待防止

基準

指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

【基準条例 第226条第6項】

介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。（後略）

【基準省令解釈通知 第3の十の3の(5)④】

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

【高齢者虐待防止法第20条】

事例

- ✓ 高齢者虐待防止に係る研修について、身体的拘束等の適正化の研修に含まれているものとして取扱い、高齢者虐待防止に係る研修としては実施していない。

指導・ポイント

- 身体的拘束等は原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられているが、身体的拘束等の適正化のための研修は、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものであり、高齢者虐待防止に係る研修と同一のものではない。法令等の趣旨を踏まえ、高齢者虐待防止に係る研修として、定期的開催すること。

介護報酬

1 個別機能訓練加算

基準

① 個別機能訓練加算は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定する。

<中略>

③ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、それに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。なお、特定施設入居者生活介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。

【報酬告示留意事項通知 第2の4(7)】

事例

- ✓ 特定施設サービス計画に個別機能訓練計画の内容を記載しているが、他項目と混在しており、個別機能訓練の目標、実施方法等が不明瞭である。

指導・ポイント

- 特定施設サービス計画に個別機能訓練計画に相当する内容を記載する場合には、他記載事項と区分し、個別機能訓練の目標、実施方法、訓練内容等を明確に記載すること。